

# 農薬使用者のみなさんへ

農作物には登録農薬を使用し、その使用基準を守らなければなりません！

ラベルを  
よく読む

飛散  
防止

正しく  
記帳

農薬の使用方法は、「農薬取締法」によって定められており、農作物には登録農薬を使用し、その使用基準を守る義務があります。（農薬取締法第24条、25条）  
違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。（農薬取締法第47条）  
また、生産者個人の出荷制限にとどまらず、産地全体の信用を失う事態につながる可能性もあります。

- 1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う。**  
(適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認するとともに、農薬使用履歴と照合する。)
- 2 農薬の飛散防止を徹底する。**  
(周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意)
- 3 農薬の使用状況を正確にすぐに記帳する。**  
(使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたこと等)

# 農薬は適正に使用しましょう！

## 農薬使用の基本

- 農作物には登録農薬を使用（農林水産省登録番号を確認）。

人が栽培している植物の総称  
(樹木や家庭菜園の作物等も含まれる)

文字が小さく見えにくい時は、  
虫眼鏡等を使用しましょう。



- 農薬容器のラベル内容（使用基準、注意事項）を確認して使用。

ラベルを  
しっかり  
確認！！

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

菌 剤

A B C 水和剤

成分 △△△ 15% ■■■ 60%

性状 類白色水和性粉末45μm以下

作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)	使用時期	本剤の 使用回数	△△△を 含む農薬の 総使用回数	■■■を 含む農薬の 総使用回数	使用 方法
トマト	灰色かび病	600~800	収穫 前日まで	3回以内	3回以内	5回以内	散布
いちご	うどんこ病	600	収穫 3日前まで	3回以内	3回以内	5回以内	散布

最終有効年月「西暦下2桁」 30. 10

- 適用作物
- 適用病害虫
- 希釈倍率  
又は使用量
- 使用時期
- 使用回数
- 使用方法
- 有効期限

…等

## 安全・安心な農作物栽培のために

農薬等の残留基準を超えた食品は販売できません!!

- 残留基準値が設定されている → 各々設定されている基準値

- 残留基準値が設定されていない → 一律基準値 (0.01ppm)

※安全・安心な農作物の栽培、出荷や販売のために、農薬を使うときは次のことに注意しましょう。

- ☑ 自分が栽培する農作物に対し、使用基準を守る。
- ☑ 近隣の農作物に対し、農薬の飛散防止の対策をする。
- ☑ 使用した農薬を正しく記帳し、管理をする。

## 農薬の適正使用に関するお問い合わせ

河内農業振興事務所	028-626-3070	上都賀農業振興事務所	0289-62-6125
芳賀農業振興事務所	0285-82-3074	下都賀農業振興事務所	0282-24-1101
塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-2318	那須農業振興事務所	0287-22-2826
安足農業振興事務所	0283-23-1431		
農業総合研究センター	028-665-1243	農政部経営技術課	028-623-2286